

「中野区旅館業法施行条例」及び「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」の改正の考え方について

1. 改正の背景と趣旨

宿泊料を受けて人を宿泊させる営業（以下、「宿泊事業」という）を行う場合は、旅館業法に基づく許可もしくは住宅宿泊事業法に基づく届出が必要である。

昭和23年に制定された旅館業法は、急増する訪日外国人観光客のニーズや宿泊需給の逼迫状況等の観点から平成30年6月に改正され、構造設備の基準が大幅に緩和された。これにより、集合住宅の一室など小規模な施設でも営業許可の取得が可能となった。

一方、平成30年6月から施行された住宅宿泊事業法では、既存の住宅を使用し届出をすれば住宅地でも年間180日以内で宿泊事業を行うことができる。

これらのことから、この1年間で区内においても宿泊施設が増加している。区では旅館業法施行条例、住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例を定め指導監視を行っているが、周辺住民の不安や生活環境の悪化などが問題となり、トラブルも発生している。

そのため、住民の不安や懸念を取り除き、良好な生活環境を確保するため、中野区旅館業法施行条例及び中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例を一部改正し、旅館業及び住宅宿泊事業を営もうとする者及び現に事業を営んでいる者に対し、新たな義務付けを行う。

2. 旅館業許可施設数及び住宅宿泊事業届出件数

旅館業法改正前の平成29年度末、旅館業法の許可施設数は16件であったが、令和元年12月31日現在、74件であり、増加し続けている。住宅宿泊事業法に基づく届出住宅数は173件である。

3. 苦情件数と内容

宿泊事業に関する苦情件数は、平成29年度88件、平成30年度250件であり、今年度は12月31日までに157件寄せられている。内容は宿泊者の騒音によるものや、ごみ処理のマナー、多数の観光客が出入りすることへの不安の声が多い。

4. 中野区旅館業法施行条例の改正の考え方

(1) 営業許可の申請前に実施する周辺住民への事前周知について（新設）

申請者は申請前に周辺住民に対し、営もうとしている旅館業の内容を文書及び標識にて周知する。

《説明》

事前に周知がなく旅館業が開業されることに対し、周辺住民から不安の声が寄せられている。そのため、住宅宿泊事業と同様に申請者は申請前に周辺住民に対し、営もうとしている旅館業の内容を文書及び営業予定地における事業計画の標識を設置し周知を図る。

なお、申請者が周辺住民に事前周知する文書の内容や営業予定地において事業計画の標識を設置する際の大きさ、記載内容、設置期間及び事前周知を行ったことを確認できる書類等については、区規則で定める。

(2) 宿泊者の本人確認について（新設）

旅館業法第6条に規定されている宿泊者名簿の作成にあたっては、玄関帳場を有する施設にあっては、宿泊者と対面し正確な記載を確保すること。

《説明》

玄関帳場は宿泊しようとする者との面接のための設備であることから、これを有する施設にあっては、宿泊者と対面し宿泊者名簿を作成することを追加する。

(3) 施設名称等の掲示について（新設）

公衆の見やすい場所に施設名称を掲示すること。また、玄関帳場を有しない施設にあっては、緊急連絡先を掲示すること。

《説明》

周辺住民や宿泊者が旅館業の施設であると認識できるよう、公衆の見やすい場所に施設名称の掲示を義務付ける。区規則において、公衆が認識しやすい大きさ及び風雨に耐えうる材質で掲示することを規定する。

(4) 周辺住民の生活環境への悪化防止について（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準—条例第4条に追加）

営業者は、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって、規則で定めるものについて書面の備付けその他の適切な方法により説明しなければならない。

《説明》

上記の事項は住宅宿泊事業法には規定があり、住宅宿泊事業法施行規則で騒音の防止、ごみの処理、火災の防止について説明するよう規定されている。宿泊者にマナーを周知するため、中野区旅館業法施行条例でも同様に措置の基準として上記の事項を追加する。宿泊室等に備え付ける書面は、宿泊者に通じる多言語化により対応するよう指導する。

(5) 玄関帳場等の設置について（簡易宿所営業の施設の構造設備の基準—条例第9条に追加）

簡易宿所について、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として、区規則で定める基準に適合するものを有すること。

《説明》

旅館業法施行令では、旅館・ホテル営業の構造設備基準として、「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として、厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。」と規定されている。この考え方を条例で簡易宿所にも規定する。区規則で定める基準は、旅館業法施行令第1条第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める基準と同様とする。

5. 中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例改正の考え方

届出前に実施する周辺住民への事前周知について（周辺住民に対する周知及び説明会の開催—条例第7条の変更）

住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をする前に当該住宅宿泊事業の周辺住民に対し当該事業の内容を周知しなければならない。

《説明》

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第7条第1項では、制限区域において、届出前に事業者が周辺住民に対し住宅宿泊事業の内容を周知することとされているが、これを制限区域外も対象とすることとし、すべての事業者に義務付ける。

6. 意見交換会の実施について

(1) 日時 令和2年2月15日（土）午後2時～

2月19日（水）午後7時～

(2) 会場 中野区保健所

7. 今後のスケジュール（予定）

令和2年2月 区民及び事業者向け意見交換会

3月 厚生委員会への報告（意見交換会の結果、パブリック・コメント手続の実施）

3月 パブリック・コメント手続の実施

6月 第2回定例会 条例改正案の提出